

地区医師会 担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 魚住
黒瀬



新型コロナウイルス感染症における特別養護老人ホーム等の
入所者に対する診療報酬請求について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、入院調整者や軽症者の自宅療養者が増加しており、診療所等が自宅療養者等に対し診療を行う機会が増えております。

このような状況の中、特別養護老人ホーム等の入所者が新型コロナウイルスに感染し、入院調整等により特別療養老人ホーム等で療養することも想定されます。

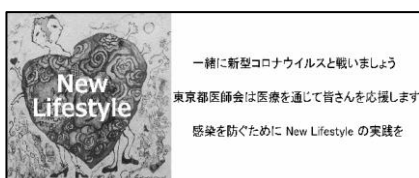
この程、会員から特別養護老人ホーム等の入所者の診療報酬請求や公費扱いについての問合せが複数ありましたので、関係組織に確認した結果をお知らせいたします。

- 1 特別養護老人ホームに入所している入所者が新型コロナウイルスに感染したが、入院等の調整がつかず、所轄の保健所が特別養護老人ホーム等で療養させることを判断した場合は、療養の期間内で新型コロナウイルス感染症に係る医療であれば公費負担の対象となります。
(新型コロナウイルス感染症に関係のない既往歴のある疾病に対する治療や、新たな疾病等に対する治療は公費の対象とはなりません。)
- 2 配置医が特別養護老人ホーム等で診療した場合、「特別の必要があつて行う診療」を除いて初診料、再診料、外来診療料、オンライン診療料、小児科外来診療料、往診料を算定できないこととなっておりますが、本件はこの「特別の必要があつて行う診療」に該当し、往診料等について診療報酬請求が可能になります。この場合、往診料等新型コロナウイルス感染症に係る医療は公費扱いとなります。
- 3 特別養護老人ホーム等において陽性者が発生し、保健所の求めに応じ、施設に赴いて入所者や職員に対して新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合においても同様の取扱いになります。この場合、対象が陽性者ではありませんので、検査料及び判断料のみ公費扱いとなり、往診料や院内トリアージ料は通常の保険請求となります。

【参考】「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(令和2年3月27日一部改正)
に記載の「特別の必要があつて行う診療」について (関東信越厚生局東京事務所に確認)

「特別の必要があつて行う診療」とは、配置医が、定期的に行われている施設内で行う診療のみでは対応できない医療をいいます。

このため、新型コロナウイルス感染症等に関わらず、入所者の急変に対応するため、施設に赴き治療を行った場合などは、往診料を算定することができます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>